

第2回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成29年9月15日（金）13:00～14:44

2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、安念潤司（部会長代理）、大田弘子（議長）、野坂美穂、
林いづみ、原英史、吉田晴乃

（専門委員）大崎貞和、川田順一、佐久間総一郎、田中良弘、堤香苗、濱西隆男

（政府）前川内閣府審議官、平井内閣官房内閣審議官

（事務局）窪田次長、石崎参事官、谷輪参事官

（ヒアリング出席者）日本経済団体連合会：根本常務理事

経済同友会：藤森行政・制度改革委員長

新経済連盟：関事務局長

日本商工会議所：青山理事・事務局長

全国商工会連合会：乾専務理事

全国中小企業団体中央会：高橋専務理事

全国社会保険労務士会連合会：大野副会長

4. 議題：

（開会）

1. 基本計画について関係者からのヒアリング

（1）日本経済団体連合会、経済同友会、新経済連盟

（2）日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会

（3）全国社会保険労務士会連合会

（閉会）

5. 議事概要：

高橋部会長 お時間となりましたので、第2回「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席を賜りまして、ありがとうございます。

なお、江田委員、國領専門委員が御欠席でございます。

まだ、いらっしゃっていない方はまもなく見られると思います。

また、大田議長にはお忙しいところ御出席いただき、ありがとうございます。

本日は、6月末に各府省庁から提出された「行政手続の簡素化の基本計画」について、関係者からのヒアリングを行います。日本経済団体連合会（経団連）、経済同友会（同友会）、新経済連盟（新経連）、日本商工会議所（日商）、全国商工会連合会（全国連）、全国中小企業団体中央会（中央会）、全国社会保険労務士会連合会（社労士会）、以下、お時間の関係

上、基本的に略称でお呼びさせていただきますが、お話を頂戴したいと思います。

まず、経団連、同友会、新経連からお話を伺います。

日本経済団体連合会から根本常務理事、経済同友会から藤森行政・制度改革委員会委員長、それから、新経済連盟から関事務局長にお越しいただいております。

まず順番に、経団連から、資料1に沿って6分程度で御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

根本常務理事 経団連の根本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日はこのような機会をいただき感謝申し上げます。

資料1に沿って発言させていただきます。

まず、1ページに本日お話しする骨子を書いております。基本的な考え方に加えて、各府省庁の基本計画のうち、「調査・統計」「社会保険」「国税・地方税」「営業の許可・認可」「従業員の労務管理」分野について簡単にコメントさせていただきます。

2ページをご覧ください。安倍政権が目指す「世界で一番ビジネスしやすい国」の実現に向けて、スピード感を持った行政手続コストの削減が必要不可欠な状況にあると考えております。

そのためには、取組期間である2020年までに、行政手続簡素化の3原則をあらゆる手続において徹底し、実行段階に移すことが前提であり、そのことは約束されていると考えております。

とりわけ政府横断、国・地方を通じた情報連携が重要な課題となります。行政機関の縦割りを排して、基本計画も政府一体で取り組むことを期待しておりますが、横に眺めてみますと、外形的な部分で少し問題があると見受けられました。

3ページでは「1. 行政手続コストの削減に向けた考え方」として、基本計画の評価に必要な視点を記載しております。3原則の徹底や手続そのものの見直し、他省庁や地方公共団体との連携等が盛り込まれているかチェックする必要があると考えております。

このような視点から、昨年11月の内閣府と経団連との共同調査において、負担軽減の要望が強かった手続の中から、冒頭申し上げたとおり、調査・統計、社会保険、国税、地方税、営業の許認可、労務管理の6分野について簡単に意見を申し上げます。

まず、4ページを御覧ください。調査・統計についてです。

統計改革推進会議の検討結果に基づき報告者負担の軽減を図る。これが重要であることは言を待ちません。そのために、各省庁が実施する類似調査や共通調査項目を一本化することが必要です。ワンスオンリー原則を踏まえると、同じ質問は二度行われないと理解しておりますので、政府横断的な検討を是非お願いしたいと思います。

各論としては、経済センサス等の大規模調査の基本計画が策定されていないほか、個別法令に基づく定期報告等は今般の取組の対象外であると理解しております。これらにつきましても、負担軽減へのニーズがございますので、是非取組の対象にしていただきたいと思っています。

5 ページには、社会保険分野の基本計画に関して意見を記載しています。

マイナンバー制度を活用した行政機関同士の情報連携により、手続の廃止を打ち出したことは高く評価できると考えます。このような取組を含めて、事業者負担の軽減に向けてさらなる手続のBPRを進めていただきたいと思います。

加えて、電子申請の義務化に当たり、e-Govの利便性向上を始めとする環境整備が不可欠です。API連携等により民間の力を活用することも重要となります。

6 ページを御覧ください。国税・地方税分野におきましては、大企業による電子申告の義務化が盛り込まれました。

まず、電子申告の義務化は行政手続コスト削減の手段であり、目的ではないことに留意していただきたいと思います。電子申告の利用率100%化に向けては、手続のBPRやe-Tax・eLTAXの利便性向上、事業者が対応するための準備期間の考慮について、意を用いていただきたいと思います。是非とも行政手続コストの削減が目に見える形で検討し、実績を残していただきたいと思います。

中でも、手続のBPRに関して、現状、紙で提出している添付書類が多数ございますので、書類自体の必要性を見直すとともに、真に提出が必要なもの以外は、保存義務へと転換することも考えられます。

7 ページには営業の許認可に関する意見を記載しております。

各省庁が多岐にわたる基本計画を公表されており、正直に申し上げて、全てに目を通すのは至難の業でございます。その意味で、一言で総括するのは難しい状況ですが、電子化が進んでいない手続がかなり多いのではないかと考えております。また、同様の手続を複数の行政機関に対して行うケースが数多く見られるのではないかと考えております。したがって、行政手続簡素化の3原則を是非とも徹底いただきたいと思います。繰り返し申し上げますが、2020年には3原則が徹底された行政手続の姿がそこにあると私どもは期待をしているところです。

また、今般の取組では重点分野に選定されませんでした。工場やオフィスの立地規制など、許認可に該当するものについては幅広くコスト削減につながる施策を講じていただきたいと思います。

8 ページの従業員の労務管理に関しましても、3原則の徹底が重要ということに記載しております。

各論では、細かな手続が日常的に発生しますが、3原則が徹底されればこのような手続はルーチン化されますので、楽になると考えているところです。

最後になりますが、今般、このように行政手続部会の検討が再開されましたことを大変心強く考えています。委員の皆様におかれましては、事業者目線で手続コストの削減が実現するよう、来年3月の基本計画の改定に向けて精力的な検討と実現をお願いします。

私からは以上です。

高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、同友会から御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

藤森行政・制度改革委員長 経済同友会の藤森です。

まず1ページ目ですけれども、これは経済同友会の調査結果です。経団連さんと日本商工会議所さんとほぼ同じような内容になっています。

2ページ目は、それを受けた、3月29日の規制改革推進会議で出された総理指示の内容、デジタルファースト、ワンスオンリー、書式・様式の統一。それから、国と地方が連携してやる。まさに3原則を貫いて、電子政府を構築するという指示で、大賛成でございます。

3ページ目は、それを受けまして、7月4日に行政手続コスト削減のための基本計画が出されましたけれども、幾つか我々として足りないところと言いますか、抜けているところがあると思います。1つは、府省間の枠を超えた効率化がまだ織り込まれていない。それから、経団連さんもおっしゃっていましたが、経済センサス等を始めとする大規模な統計が基本計画の策定対象となっていない。3つ目に、国税・地方税、従業員の納税がコスト計測の対象になっていない。

このようなことがありますので、是非とも点検プロセスの中で府省間の調整を行って、全体最適を図るということ。その後も、PDCAを回しながら徐々に改善していってもらおうと同時に、ユーザーに使ってもらわないとなかなか電子政府も進みませんので、ユーザーに対して周知とか教育というところも是非考えていただきたいと思います。そして、地方公共団体も含めた手続の電子化とバックヤード連携が非常に大事だと思っています。

4ページ目で、ワンスオンリーの徹底について幾つか例を挙げて改善をお願いしたいのですが、府省間の連携ということで、1つは国税庁から厚生労働省への情報連携の例が出ています。

例えば厚生労働省の基本計画で、現在は多くが非電子的に提出されている情報を、オンラインあるいはCDとかDVDに変えることで、14%とか13%のコスト削減効果が見込まれるというものがあるのですけれども、基本的には国税庁に対して提供する項目に所得情報等を追加して、そして国税庁から厚生労働省への情報連携が進めば、基本的にはここに書いてありますような厚生年金の被保険者の報酬月額算定基礎届とか、こういった届出の提出が不要になるので、100%削減が実現できるのではないかと思います。

したがって、行政手続部会の点検プロセスを通じて、府省の枠を超えたBPRということで全体最適を実現してほしいと思います。

5ページ目は地方におけるワンスオンリーの徹底ということで、これは事業者というよりも住民目線の話です。

転出・転入で、今、転出と転入両方を届出なくとはいけないのですけれども、基本的にはネットワークを通じて情報が連携されていますので、これも転入手続のみを行えば足りることではないか。

官民双方の働き方改革ということからすると、社会全体、事業者だけではなくて住民目

線の規制・行政手続コストの削減も不可欠だと思います。

6 ページ目で、これは地方公共団体における行政手続オンライン化の加速ということです。

地方公共団体の意見とか、あるいは市区町村の意見もいろいろ紙に書いたもので読んでいますけれども、電子自治体共同運営協議会が用意しているプラットフォームには、公的個人認証に対応しているものと非対応のものがあって、市区町村が選択可能なメニューもまちまちです。あるいは電子申請といっても、書式のダウンロードだけというものもあり、最終的な手続は郵送で行わなければならない地方公共団体も数多く見られます。また、電子申請ができて、手数料を支払ったりするために最終的には郵便局に行かなくてはならない。そのようなこともあります。

したがって、各種申請・受領・納付まで含めた範囲の中で、地方公共団体での書式の統一と手続の標準化を図って、国が一括してシステム開発を行う。地方公共団体も予算の関係とか、あるいはばらつきが非常に多いということで、国がリーダーシップを発揮して、予算まで含めたシステム開発を是非やっていただきたいと思います。

そうすることによって、社会全体の効率性・生産性が向上し、働き方改革が実現して、また、それに伴って、外国の目から見て日本に投資をする機会も増えてくるのではないかと考えております。

最後、強調したいことを3点だけ申し上げて終わりたいと思うのですが、ワンスオンリーの徹底ということで、府省間だけではなくて地方公共団体間の連携も含めたバックヤード連携の徹底を是非お願いしたいと思います。

それから、20%という目標ですけれども、これは最低ラインではないか。大きな改革を起こすためには、今までの延長線上ではない大きな改革を起こすことによって、業務フローの改善とか、発想の転換が起きてくるのではないかとということで、行政手続コストの50%を削減するといった大きな目標を掲げて、3年間で20%、長期的には半分といったことを是非目指して行ってほしいと思いますし、そのためにもマイナンバーの活用を是非進めていただきたいと思っています。

最後にスピード感ですけれども、3年で20%、これを実現するのは大変なことかもしれませんが、各国の電子政府のランキングとか、あるいはDoing Businessのランキングを見ましても、日本も随分色々なことをやっているのですが、ニュージーランドとかイギリスとかスピード感が非常にあって、他の国がどんどん進んでいくので日本のランキングは落ちているということになっておりますので、日本も各国に負けないスピード感を持って、是非、この電子政府を実現していただきたいと思います。それによって、いわゆるDoing Businessにおいて、2020年までに先進国中3位となる。そんなことも外国目線から見ても達成できるのではないかと考えております。

御清聴、どうもありがとうございました。

高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、新経連から資料3に沿って御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

関事務局長 新経済連盟の関でございます。説明の機会をいただき、ありがとうございます。

資料3になります。時間の関係がございますので、資料3に従って簡単に御説明をしていきたいと思っております。

まず、1ページ目を御覧ください。3原則ということになると思うのですが、真のデジタルファーストを実装していくという視点が非常に重要かと思っております。例示として、いつも法人設立ワンストップの話をさせていただいていることが多いのですが、それは一例でございますので、全分野でのデジタルワンストップを実現していくということだと思います。

考え方につきましては、これは5月に出した資料、提案書を添付資料に置いているのですが、9ページと10ページを御覧ください。5つほど考え方の原理原則を書いております。

説明は重なる部分もあるのですが、1つ目がデジタル・オンライン原則。まずデジタルであり、オンラインなのだということで、それ以外のものは副次的な形で、今と逆にするという考え方をとるのが1つ。

ワンズオンリー、それに伴ってバックヤード連携。

さらには、徹底したBPRで手続を見直すこと。

それから、対面・書面、さらには押印が残る規制がまだまだたくさんあるのですが、そもそも今の技術に照らして、それが必要なのかどうかということも含めて根本的に見直すということでございます。

最後に、APIを活用した民間サービスの推進ということを是非考えていただきたいと思っております。その際にも、民間が使いやすいAPIということを考えていただきたいと思っております。

元の1ページに戻っていただきまして、削減目標が課されていない分野が幾つかございますが、そういった分野におきまして行政手続コストを見える化することが必要だと思います。それによって定点観測し、あるいはそれを検証していく。そういうことを仕組み化していただきたいと思っております。

さらには、今後、新規に導入される規制・手続についてでございます。これらにつきましてもコスト計測するということを義務づけるような仕組みを導入していただきたいと思っております。また、新規についてですけれども、米国等、幾つかの国におきましては「one-in-one-out」あるいは「one-in-two-out」といった制度があるということでございます。これは1つの規制を導入する際には1つ規制をなくすとか、あるいは2つなくすといった制度で、こういったことも日本で導入を検討したらどうかと考えております。

1ページの一番下で、ユーザーファーストということで、ユーザー、事業者が主だと思うのですが、ユーザーの意見をしっかり行政手続の改善に取り込めるような仕組み・施策を検討いただきたいということでございます。

2 ページ目以降が各論になります。

1 つ目が、地方自治体間での手続の不統一の問題の解消ということで、例えば法定委託事務につきましては、国のほうが様式とか申請システム等も提供するというのを考えていいのではないかと思います。また、入札・契約参加資格については統一化を図ることが必要だと思うのですが、削減対象になっていないのですけれども、この分野についても2割削減を実施すべきだと思います。それから、地方税の問題、いろいろ指摘されておりますけれども、ばらばらでございますので、eLTAXで全ての手続が統一的にデジタル完結できるようにしていただきたいということでございます。

それから、調査統計業務についても御指摘が既にございますが、非常にたくさん民間事業者には調査・統計のリクエストが来るのですけれども、デジタル化することと、特にワンスオンリーを徹底していただきたいと思います。同じようなデータを何回も求められるということは結構な負担になっております。

それから、社会保険の問題につきましては、先ほどの添付資料の17ページ、18ページを御覧ください。これも既にいろいろ御指摘されているところでございますけれども、自治体とか関係機関に対して多量の書面の提出が必要ですし、それぞれが統一されていないという問題がございます。健保についても書面がほとんどということでございますので、デジタル化とともに統一化を是非進めていただきたいと思います。

元の3ページに戻っていただきまして、補助金業務につきましては、独法の補助金とか交付金についても簡素化の取組の対象にすべきだと考えております。

また、最後の点ですけれども、許認可で、営業の許認可だけでなく、例えば立地に係る規制であるとか、そういった許認可も含めて広く、この許認可業務をデジタルファーストの観点から見直していくことは是非を進めていただきたいと思います。

以上でございます。

高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の3団体の御説明につきまして、質疑応答を12分間程度したいと思いますが、同友会の藤森委員長が13時35分までということではしゃいますので、なるべく、まず同友会のほうに関連した御質問をしていただいて、それからということによりしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

吉田委員、どうぞ。

吉田委員 特に藤森さんにアドバイスという意味でお伺いしたいなと思っていたのですが、日本とするとこれは横串、縦串、斜め串、ぐるぐる巻きの初めての試みで後2年あるのかなという感じですね。これは何月何日までなのですかと聞きたくなくなってしまいます。かなりの大統合だと思います。そういう意味では藤森さんはグローバルで、経営者として実務をこなされてきているわけですから、実際に何十社と経営の大統合やM&Aをされたと思います。そこでシステムのにも人事的にも経営としての統合という御苦勞をなさったそ

の経験値からアドバイスはございますか。

恐らく経済界から質問としてでそうなポイントは、体制とかリーダーシップとか、一言で言うと簡単なのですけれども、逆にここを徹底的に、こういう体制でやったらいいのではないかといったアドバイスがあればお聞きしたい。積み上げ式の議論だけではなく、本当にがさっとできるような規模のシステムについてもアドバイスがあればと思っています。

藤森行政・制度改革委員長 吉田さんがおっしゃったとおり、我々も一気に海外の3社か4社を買収して、会社の規模が倍になって、では、IT連携をどうするのかという問題に行き当たりました。パッチワークにするとどこかでしわが出てくるので、根っこから全部やり直したのですけれども、これもまた大変な仕事で、3年とか4年たってもまだできないという問題があります。確かにおっしゃったとおり、2年、3年で、こんなすごい横串、縦串のものをやるのは大変だと思うのですけれども、組織的にはまずCIOが必要です。我々も、一番最初にやったことはCIOを雇うことです。グローバルに経験のあるCIOを雇い、そのCIOに大きな権限を譲るということ。それをまずやりました。

もう一つは、要件定義をする際に、皆さんおっしゃっているとおりなのですけれども、BPRによって手続を簡素化しないとITも意味がなくなるわけですね。ITが解決するのではなくて、手続が簡素化されて、それをIT化することで全体的に効率がよくなるということなので、どこまでリーダーシップを持った、これはCEOとか、それから、皆さんのように上からどんな指示を出すかということなのですけれども、いわゆる手続の簡素化という、ここから大きくたたいていけば結構早く実現ができるのではないかなと思います。

吉田委員 では、この提言の中で1つ抜けていることがあるとすると、その組織体制の中で一つの明確なリーダーシップ、そこに権限を集める。そういうことでよろしいでしょうか。

藤森行政・制度改革委員長 はい。おっしゃるとおりだと思います。

吉田委員 ありがとうございます。

高橋部会長 他はいかがでしょうか。

1点、私どもも省庁間の連携というものを重要視したいと思っているのですが、なかなか取っかかりがございません。今回、御提案として国税庁から厚生労働省へのいわゆる情報提供というお話はあったのですが、ただ一方で、多分、両省にこれを投げかけるときにシステム改修とかいろいろとお金もかかるという話は出てくると思うのですけれども、その辺の説得の仕方と言いますか、説得材料として、どんなことを考えればよろしいのかということをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

藤森行政・制度改革委員長 基本的には、さっき言ったように、国税庁と厚生労働省とお互いに話してやってくださいというよりも、CIOに権限があって、基本的にはCIOが第三者の目から見て、こうしたらいいのではないかというアドバイスを行う。手続の簡素化をベースに、コストの最適化というものを含めた第三者の目が必要ではないかと思います。

我々も、会社の中でも2つの部門でやらせると必ずどっちが主になるというのはあるの

で、第三者目線というものは大事なのではないかと思えます。

高橋部会長 かなりコスト削減効果は大きいとお考えでしょうか。

藤森行政・制度改革委員長 この辺が一番大きいのではないですか。我々の資料の8ページ以降を見ても、基本的には国税・地方税の問題で、それが社会保険手続等にも関連しているので、この辺の情報に、二度手間になっているものが多いわけです。だから、このところというのは結構大きく効くのではないかと思えます。それもDVDとかCDとか、そういうものではなくて、要するに電子で流してやってもらえば1回で済むという、そんなことをやってほしいと思えます。

高橋部会長 他はいかがでしょうか。

では、どうぞ。

大崎専門委員 新経連さんの資料について1点お伺いしたいのですが、アメリカなんかで「one-in-one-out」とか「one-in-two-out」、イギリスなんかもやっているというお話があって、それを導入してはどうか。これは、この部会でもそれがちょっと議論になって、私が実は、それは慎重に考えたほうがいいのではないかという意見を申し上げたのです。

というのは、一個一個の省庁で考えると、例えば私が割と詳しい金融の分野なんかに行きますと、フィンテックや何かでどんどんいろいろ変わっていく中で、新たに起きたことに対して規制を新たに導入しなければいけないだけということもあるわけなのです。ですから、1つの省庁だけで「one-in-one-out」とか「one-in-two-out」を完結させてしまおうとなかなか現実的ではないという面もありまして、その辺、どうするとこれがもう少し全体がうまくいくような入れ方になるのか、何かお考えがあれば教えていただければと思ったのです。

関事務局長 これはもちろん、原理原則的な考え方を申し上げたつもりでございまして、個々の規制について、削る規制についても当然いろいろ吟味した上で削るという前提になるとは思います。

省庁横断的という考え方もあると思うのですが、規制とか手続というものはやはり省庁が責任を持ってつくるものですから、個々の省庁についてやはり考えていかなざるを得ないのかなとは思えます。それで、原理原則を置かず何ら考え方がなければ、こういった手続とか規制というものはふえていってしまうものだと思いますので、そこは増やさない何か一つの仕組みとして考えるべきかなと思えます。

高橋部会長 よろしいでしょうか。

他はいかがでしょうか。

堤専門委員、どうぞ。

堤専門委員 ありがとうございます。

経済同友会様の資料の8ページの部分で、先ほど言及されておられました国税・地方税等のところなのですが、部会の中でも、医療費控除と同様に、従業員が自分で確定

申告するなどの大幅な見直しを期待されるという、事業者側からは意見が出てくると思うのですが、一方、それは事業者が本来、従業員サービスとして、きちんところの部分はやはり事業所がやるべきではないかという意見も出てきたりはした部分がございます。

そのあたり、税金の徴収方法の大きな改革になってくる部分も踏まえてと思いますけれども、御提言いただいておりますように、このあたりの保険料の控除申告などというものは会社よりも将来的にはやはり従業員一人一人が自分で行う形を目指すべきではないかというお考えなのかどうか。それは理由がもしございましたら、付け加えていただければありがたいと思います。

以上です。

藤森行政・制度改革委員長 これから、やはりマイナンバーの見直し、さらなる活用をどこまで進めるかということにもつながってくると思うのですが、マイナンバーがもう少し活用されるようになって、国民全体に行き渡るように、これは絶対しなくてはいけないことだと思うのです。それをやれば、私も自分で確定申告しているのですけれども、そんなに難しいことではない。

だから、個人に会社の業務を負わせるのではなくて、社会全体としてマイナンバーの活用というものをもっとやっていって、個人の責任を増やしていく、会社の手続も減らしていく、個人の手続も結果的には減っていく。そんなことを言っていますので、是非マイナンバーの活用・拡大というものをもっと政府主導でやっていただきたいと思います。

堤専門委員 ありがとうございます。

高橋部会長 そろそろ他の団体にもお話をお聞かせいただければと思いますが、経団連様のほうに話をさせていただきたいのです。基本計画自体の不統一とか、この辺は多分、基本計画の改定に向けて重要な視点をいただいたと思います。さらに言うと、統計などの累次の一本化とか、重要な視点をいただいたと思います。

その一方、今も議論にありましたが、マイナンバーの普及というものが電子政府に向けて極めて重要な課題だと私どもは思っているわけでございます。この辺はマイナンバーの普及に是非加盟団体として、企業として御協力いただくことについて、たくさんの従業員を抱えていらっしゃる企業の集まりでございますので、その辺につき、お考えを頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

根本常務理事 ただ今の部会長の御質問は、マイナンバーカードの普及のお話と受け取らせていただきましたが、よろしいでしょうか。

高橋部会長 はい。

根本常務理事 マイナンバーカードについては、これまでも各般の会議等において繰り返し取得を勧奨する活動をしており、交付済みの枚数が千数百万枚まで進んだと理解しております。私どももお手伝いをしてきた自負はございます。

ただし、カードの使い勝手の問題は、先ほど藤森委員長が指摘された利用機会の拡大が必要という部分と裏表的なところがございまして、使い勝手の良いカードになれば普及す

るということ。さらに、個人的に感じたことですが、交付にあたり非常に煩雑かつ長時間の手続が必要でございまして、普及に歯止めをかけている部分があるかと考えております。

経団連としては、マイナンバーカードの普及には全面的に賛成していますし、これをさらに社会の中で活用していくことを目指しております。個人を認証する手段としては、マイナンバーカードさえあれば全て足りる形にまで高めていけたら、かなり良い状態が生まれるのではないかと考えております。

今後とも全面的に協力させていただきたいと思っております。

高橋部会長 どうもありがとうございます。

あと、お二方ぐらいで。

では、吉田委員、それから、川田専門委員、お願いします。

吉田委員 根本さん、ありがとうございました。

この電子政府は、本当に一丁目一番地だと思います。我々が目指す、というよりみんなが目指すSociety 5.0という新しい社会に向けて、まずデジタル化というものがあって、その次に官民のデータ共有というものにつながり、そこでたまったビッグデータで大きく日本が新しく刷新してみせるイノベーションの姿というものをまず一つの大きなステージの上に打ち出す。目標は2020年で、それまでたった2年なのですが、それに向けて活動する中で、経済界としてのショーケースを作り、それを世界に見せる。そして次のイノベーションにつなげていきたい。

根本さんに聞くのは今は酷かもしれませんが、それにまだまだこれから議論しなければいけないものがいっぱいあると思うのですけれども、まず、そういう一丁目一番地からどこに向かっていくのか。とりあえず、2020に向けて、経済界としてどういうイノベーションを打ち出して、世界に向けて何を見せようとしているのか。この辺の何かプライオリティーがあるのでしょうか。例えばドローンからいこうとか、自動操縦システムなのだから、何かそういう議論はされつつあり、経団連として打ち出していこうみたいなものはこれから出てくる感じですか。

要は、これは国民運動に近いところもあるわけではないですか。やはり盛り上げていく必要があると思うのですが、この行政の手続でコスト削減という、言ってみれば余りエキサイティングな話でもないのですね。でも、これをどのように2020や、経済界を中心とした新しいSociety 5.0、それにイノベーションの技術革新の世界につないでいくのか。ビジョンがあればお聞きしたいのですが。

根本常務理事 御質問ありがとうございます。

Society 5.0につきましては、経団連としては概念を打ち出す提言に加えて、5つのプロジェクト及び関連した技術開発の提言等を取りまとめております。ただ、本日の議題であり、吉田委員が御指摘のデジタルガバメントに関連したところと言えば、技術の社会実装に向けては政府も全面的に電子化していただき、官民がネットワークでつながる形を作ら

ないと、国全体の生産性の向上はあり得ないと思っております。

御指摘がございました自動運転等の個々の技術開発は当然に行われるものであり、着々と進んでいるだろうと思っております。技術が自由に利用でき、自分が次に望むものが目の前にストレスなく出てくるような社会を目指していけたらと考えております。

吉田委員 ありがとうございます。

高橋部会長 どうもありがとうございました。

では、川田専門委員、どうぞ。

川田専門委員 ありがとうございます。

実は各省庁から出された重点分野の基本計画を私どもの会社内に持ち帰りまして、どの程度問題があるかということについて、実務を担当する部署なりに話を聞いてみましたが、各論ではまだまだ改善と言いますか、いろいろな疑問があるのだなというのを感じたところです。本日資料を読ませていただいて、また御説明を受けた内容について、例えば経団連は、総論と各論に分けて、各論ベースではどこに問題があるのかということ非常に詳しく説明されています。

そこで新経済連盟の関さんにお聞きしたいのですけれども、新経済連盟としても、各論ベースで今回の基本計画に関して、どこにどのような問題があるということをお示しすることができるのかどうか。我々も実態面で何が問題かということをお示しながら各省庁の問題点を把握した方が議論しやすいような気がするのです。総論は理解しますが、各論の部分で何が問題かというところを重点的にやっていくことによって20%削減とか、我々、事業者の負担削減というものを図ることができると思うのですが、その辺りについて、各論ベースの資料と言いますか、ご主張はおありでしょうか。

関事務局長 済みません。各論の細かい部分につきましては、多分、去年の11月ぐらいだったと思うのですが、一度、御提出をさせていただいております。

川田専門委員 ごめんなさい。今回、各省庁が出した基本計画に関する具体的な提言があるかどうかの質問です。

関事務局長 そういう意味では、今、御提出できるものは、本日提出した資料の内容になります。

川田専門委員 と言いますのは、繰り返しになりますけれども、今回、各省庁が個別の項目を挙げて基本計画を出したわけですが、それらについて、具体的に事業者の負担軽減につながるかどうか、各論として検証をしていこうと思うのですが、そういう視点で御意見があればと思ったところです。

関事務局長 多岐にわたりますので、一個一個に対してはまだそこまでできていないという状況です。

高橋部会長 できれば、今後、できる範囲でお出しただければと思います。我々も具体論をもって各省と交渉できますので、その辺は是非御検討いただければと思います。

どうもありがとうございました。時間が参りましたので、ここまでとさせていただきます。

いと思います。

根本様、それから、既に御退室ですが、藤森様、関様、お忙しいところ、本当にありがとうございました。引き続き、何とぞよろしく願いいたします。

(経団連、同友会、新経連退室)

(日商、全国連、中央会入室)

高橋部会長 続きまして、中小企業関係といたしまして、日商、全国連、中央会からお話を頂戴したいと思います。

日本商工会議所から青山理事、全国商工会連合会から乾専務理事、全国中小企業団体中央会から高橋専務理事にお越しいただいております。

まず日商から、資料4につきまして御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

青山理事・事務局長 日本商工会議所の青山と申します。よろしく願いいたします。

本日は、このような発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

私どもは、これまでに3回、当部会に呼んでいただき、意見を述べさせていただきました。行政手続部会の委員の皆様におかれましては、我々の意見に耳を傾けていただき、今年3月の取りまとめには、日商の考え方を多く盛り込んでいただきまして、誠にありがとうございます。大変感謝いたしております。

お手元に資料を配らせていただいております。本日はこちらを使いまして説明をさせていただきたいと存じます。

お聞きいただきまして、1ページ目を御覧いただきたいと思います。「1.基本認識」に記載しております2つの考え方に基きまして整理させていただきたいと思います。

まず1つ目ですが、我が国の事業所数は年々減少しております。ここ5年間で見ましても実に約40万社が消滅しております。国力を維持・発展させるためには、事業承継や創業が極めて重要であり、そのためにも、開業手続を初めとする行政手続の簡素化が不可欠であります。このことは、外国企業による対日投資増加にも有効であると考えております。

一方で、中小企業の足元の最大の経営課題は「人手不足」であります。行政手続の簡素化は、官民双方の働き方改革と生産性向上を実現し、「人手不足」の克服に大きく寄与するものですので、官民挙げて取り組むべき重要な課題であると考えます。商工会議所は、行政手続部会のリーダーシップによる行政手続簡素化の確実な実現に大いに期待しているところであります。

このような認識の下、本日は基本計画に対する商工会議所の意見を述べさせていただきたいと思います。

2ページ目の2.「(1)『行政手続部会取りまとめ』における重点分野への反映状況」を御覧いただきたいと思います。昨年末、私どもより行政手続簡素化に関する意見を提出させていただきました。その実現状況について簡単に触れさせていただきます。私どもが重点的に簡素化すべきとして提案した分野については、ほぼ全てを本年3月の取りまとめ

における重点分野に盛り込んでいただきました。

3 ページ目の 2 . 「(2) 『行政手続部会取りまとめ』における目標・原則等への反映状況」を御覧いただきたいと思います。私どもからは、先ほどの「分野」に加えて「簡素化に向けた取り組みの手法」も提案したところでございますけれども、こちらにつきましても日商の提案の多くを取りまとめに盛り込んでいただきました。重ねて御礼申し上げたいと思います。

4 ページ目の 3 . 「(1) 添付書類の徹底した削減」を御覧いただきたいと思います。

ですが、法人番号やマイナンバーを活用して、省庁横断での「情報連携」を進めていただき、取得に手間とコストがかかる添付書類の徹底した削減を図っていただきたいということでございます。

は、補助金についてです。補助金の申請書類につきましては、昨年も日商から意見を申し上げましたけれども、現在、中小企業庁が先行して取り組んでおられる補助金の申請書類は「原則 3 枚以内」とし、必要があればそれ以上の枚数を認めるというルールを、全省庁共通のルールとしていただきたいと思います。加えまして、申請書類の枚数にとどまらず、実績報告書の体裁、関係書類の保存など、補助事業の手続全体を通した見直しをしていただきたいと思います。

例えば、金融検査の手引書である『金融検査マニュアル』は一般に公表されておりますが、補助金の交付先に対して会計検査院が行う検査の手引書であります『会計検査マニュアル』なるものは公表されておられません。このマニュアルを広く公表すれば、補助金の交付元である各省庁、それから、交付先である事業者もそれに合わせた作業や処理をしますので、結果として会計検査院を含む官民双方の事務手続が簡素化されるのではないかと考えております。

5 ページ目の 3 . 「(2) 電子化を進めるための環境整備」を御覧いただきたいと思います。

初めに でございますが、省庁横断・ワンストップで電子申告・申請が可能となるシステム環境を是非とも構築していただきたいということでございます。この の右下の(注 1)に記載のとおり、現状、行政手続分野ごとにシステムが林立しております。これらが統合・連携強化されまると、使い勝手はだいぶ改善されると考えております。また、その際はソフトウェアを提供する事業者とよく連携していただいて、企業の使い勝手の良いものにしていただきたいと考えています。

続きまして でございますが、電子申請するまでの手間や金銭的成本が、導入の障害となっているために、電子証明書やICカードリーダーライターを必要としない簡易な方法にしていただきたいというお願いでございます。

続いて 6 ページ目の を御覧ください。中小企業の実態を踏まえ、中小企業庁のICT支援策を拡充するなど、中小企業が電子化に対応するための支援を行っていただきたいということでございます。下のグラフにありますとおり、中小企業の経理事務担当者の 2 割強が、

「パソコンが使えず、使えるようにならないと思う」と回答しております。電子化を進めるに当たっては、こうした事業者をしっかりとサポートする必要があるのではないかと考えております。

最後に「(3)『基本計画の点検』の進め方に関するお願い」でございます。

まず としまして、各省庁の基本計画が事業者と十分に対話した上で「事業者目線」で作成されたものかどうかを確認していただきたいというお願いでございます。

は、点検に当たっては、同じ仕組みを単に紙から電子に置きかえるという視点ではなく、できる限り規制緩和を行い、許可・認可につきましては、原則、届出制としまして、必要最低限のものに限り、登録制や許可・認可制とする視点で検討していただきたいというところでございます。

商工会議所からは以上でございます。ありがとうございました。

高橋部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、全国連から資料5に沿いまして御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

乾専務理事 全国商工会連合会の乾でございます。本日はこういう意見を聞いていただける会にお招きいただきまして、ありがとうございました。

また、昨年11月、今年5月も、このテーマについての我々の要望などをヒアリングいただくことがありました。それを踏まえてでありましようけれども、各省庁からの基本計画でかなりの部分、私どもの要望について盛り込んでいただいていることについて、改めて評価を申し上げたいとともに、また感謝を申し上げたいと思っております。

もとより、基本計画でございますから、実務の詳細にわたる内容については細々と書き込むことはできなかったのではないかとというふうにも理解をいたしておりますけれども、これから実際に実務に反映させていくときには改めて、この具体的な手順等々についても、この私どものほうから申し上げた要望についてお取り上げいただけるように、冒頭ではありますけれども、お願いを申し上げたいと思っております。

それを踏まえて、本日は内容的に3つの点を資料5に沿いまして簡単に御紹介・御要望を申し上げたいと思います

まず、税務に関する点でございます。資料5の1ページ目です。

1つとしては、電子的な提出だけではなくて、特に紙ベースでも窓口の一本化について検討ということでお取り上げをいただきたいということでございます。

この該当箇所のところで、電子的提出の一元化の、資料で枠に囲んでおりますけれども、法人納税者等について、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とするというふうに明記されております。この点についても評価をいたしておりますが、なお紙ベースで提出することが慣例になっている事業者も多々おりますので、これもあわせて御配慮をいただければ、受付窓口一本化をお願いしたいところでございます。特に商工会の地域の小規模事業者にとりましては県税事務所がないところも多いわけでありまして、この手間を

できるだけ効率化するためにも、市町村の窓口などで一括して届出を受け付けていただければ移動に関するコストは削減されるということで、大変ありがたく思うわけでありませう。

また、同じ箱の中に で書いておりますけれども、個人納税者に関してであります。商工会の地域にはかなり多数、個人納税者、法人以外のものが存在いたします。その個人納税者に関しては特に取り上げをいただいているわけでありませうので、あわせてデータの一括作成及び電子的提出の一元化も現在、「検討する」となっておりますが、これを可能とするというところにお取り上げいただければということでございませう。

あわせて、e-TaxとeLTAXの関係で、2 ページを御覧いただきたいと思ひませう。

これも、以前から申し上げているところでありませうけれども、納税者からいたしますと事業の結果であります決算データから税額を算出するわけでありませうが、元々一つのデータをそれぞれ別々の様式と言ひませうか、別々のシステムで運用するということはやはり非効率と感ひられるのは御想像であるかと思ひませう。やはりワンストップの原則に沿ひませうて、すぐにでは無理だと思ひませうけれども、システム改修の時期などに合わせて統合することはできないか。是非御検討をお願いいたしたいというのが、要望の1 つ目でありませう。

大きく2 つ目でありませう。2 ページでございませうけれども、デジタルファースト、3 原則の一つの電子化でありませうが、税務申告に關しましては、やはりオンラインの利用率がかなり過半を超え、法人税の申告では4 分の3 がオンライン経由となっております。

一方で、厚生労働省さん関係の社会保険などの手続に關しましては、オンラインの利用率は極めて低くなっているという調査が出ております。これは恐らく定期的に、年に1 回、2 回、税務申告をするということで、作業がかなり定番になっております。その際に用いる会計ソフトなどが、このe-Taxに対応しているということがありませうして、比較的高い利用率で、すんなり対応できているのではないかと思ひませうけれども、一方、社会保険に關しましては不定期、必要に応じたときに1 回ごとに、その都度、申請をするということでありませうので、いつ起こるかかわからないということもあるのかもしれませうが、紙による提出のほうが楽だという考え方が、特に小規模な業者には、経営者には多いのではないかと考えられませう。

この比率を上げるためには、やや厚かましい意見でありませうけれども、税務と同じように、何かインセンティブを与えるという考え方も必要になってくるのではないかと考えております。この電子化の推進のために、是非ちょっと違った観点からの御検討もお願いできればというのが大きく2 つ目でございませう。

3 番目で、事後手続に關してでございませう。今回御検討いただき、また、基本計画の内容も事前の申請関係の手続にかなり特化、重きを置いていると理解をいたしてございませうけれども、実は負担関係ではやはり事後、申請後あるいは決定後の手続に關してもかなり大きなものがございませう。小規模な事業者に対する支援の担当してございませうする団体としませうしては、補助事業を受けて、それに係る手続・作業などを行ってございませうるわけでありませうが、例えば書類の保存期間というものに関しましても、特段、行政のほうで、また国の措置のほう

で、この費用の中に織り込んで検討いただいているわけではないのではあります。このもろもろの事務の事後的なチェックのために保存を要請されておりますが、こういうものは全て自己負担で書類の保管を行っております。少なくとも5年は保存すべきだという御指導もいただいております。こういう負担について、できるだけ効率的に、またコストを削減するために書類保管義務の期間を短縮いたしまして、また保管書類そのもののふり分け、数少なく、省力化・省略化をする。こういったものもあわせて御検討いただければと考えております。

先ほど日商さんのお話もございましたけれども、この事務の検討に当たりましては、私ども共通の認識であります。やはり引き続き事業者目線で御検討をお願いしたいということでもありますし、あわせて、冒頭申しました実務面に移るに当たりましては、この司令塔で進捗の管理でありますとかフォローアップをすることが実現のために大変大事ではないかと認識いたしております。是非、その点を念頭に置いていただきまして、今後とも御指導、またフォローアップについて、いろいろ御検討いただければと考えております。

なお、この資料の2ページ目の後半以降でありますけれども、実務面でのやや詳細にかかわる内容を前回にも御要望申し上げました。時間の関係で詳細の御紹介は控えますが、念のため、またこういった点も労働保険や、あるいは建設関係が前回、大変議論になったかと記憶しておりますが、あわせて実務面での検討のときには改めて要望を採用いただければと考えております。念のため、ここに付させていただきます。

甚だ簡単でございますけれども、私からは以上でございます。ありがとうございました。

高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、中央会から御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

高橋専務理事 全国中小企業団体中央会の専務の高橋でございます。

私のほうから申し上げますと、まだ全国中小企業団体中央会とは何だかわからないという方が多分ほとんどだと思いますので申し上げますと、今、お話のございました商工会議所と商工会は都市部と町村部に分かれた地域経済団体という位置づけになっております。私どものほうは、いわゆる事業者別団体。経団連の中小企業・小規模企業版というふうにお考えいただければわかりやすいかと思いますが、基本的には業種・業態別に組合をつくっております。その組合が集まって中央会をつくっている。こういうところでございます。まず、冒頭申し上げたいと思います。

今回お示しいただきました基本計画の削減方策等についてでございますけれども、こういう性格でございますので、いろんな組合にどうだろうかと聞いてみましたら、それは良いことなのだろうけれども、具体的なイメージが湧かない計画だ。もうちょっと、先ほどお話がありましたように、事業者目線で書いてほしいということだろうと思いますが、読んでも余りよくわからないのですというのが一般的な答えでございます。イメージが湧かないということでございました。

電子化については、高齢者が対応することはなかなか難しいのではないですかという意見が総論としてあったということを申し上げたいと存じます。

それから、私どもの関係は中小企業等協同組合について法律で決められておりますので、中小企業庁のほうで御提出になった基本計画について、まず（１）で書いてございます。

ここに書いてございますように、役員の変更の届出とか、定款変更認可申請、決算関係書類の手続については、e-Govによるオンライン申請というものをやっておったわけですが、経済産業省におきまして費用対効果を検証したら余りよくないということで停止されているところであります。

今、中小企業だけではなくて中小企業組合は組合員数が減っておりますので、収入等も減っております。合理化をしなければいかぬということがございますので、生産性の向上を図るためにはこういう電子化というものは大事だろうなと思っておりますけれども、残念ながらなかなかIT化が進んでいないということでございますので、我々としては組合についても支援を行ってまいりたいと思います。

ただ、手続の電子化というのは、先ほどありました３枚の紙を出せばそれでおしまいではなくて、特に定款などというものは所管省庁と行ったり来たりする時間がかかって、結局、面前でいろいろ話さなければ進まないということがどうしてもございまして、いわゆる書類の手戻りというものが行われます。したがって、担当者がかかわるとまた違う書類を持ってこいとか、そういうものが多いのでございますし、ある程度決まったものできちんとしていただかないと、何度も申請というか、下打ち合わせが生じるということがございます。このことが非常に私どもとしては負担になっているところであります。

それから、中小企業等協同組合は所管行政庁の認可が要るのですけれども、中小企業庁だけで、もしくは経済産業省だけで済めば簡単なのでございますが、なかなかそうはいかない組合が多々ございます。例えば異業種で全国を地区としている協同組合には、所管行政庁が内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省と、これだけございまして、それぞれ１省ずつ説明しないとれない。こういうことになってございます。それはそれぞれの所管官庁のお考えがあるわけでございますけれども、窓口をどこかに持っていけばいい。それから他省庁に配付していただいて、そこで簡単に済めば、済んでおしまいということにしてほしいというのが私どもの要望でございます。

その他の手続につきまして、これも組合に聞いたものですので、ちょっと個々の企業の話と違うのかもしれませんが、なかなか建設業界ではIT化がおくれていて、なかなか難しいのですよということを言っておりました。

社会保険関係については、先ほどお話がございましたが、複雑な手続だということ。それから、窓口で対応に困る。聞いた話では、税務署のほうはまあまあどこへ持っていっても同じようになるのだけれども、社会保険庁になるとちょっと違うのですよと。これは具体的にどう違うのか、細かく聞いておりませんが、そういう意識を持たせるような対応が

あるのではないだろうかと思っているところでございます。こちら辺も業務の内容も簡素化して、同一手続でやっていただくようお願いいたしたいと思います。

それから、先ほど全国連からも意見がございました補助事業に係る負担軽減でございます。事前手続ではないのでございますが、せっかくの機会でございますので、私どもの実情を申し上げさせていただこうと思って書いてございます。

全国中小企業団体中央会では、平成24年度から中小企業のものづくりの補助金、毎年1,000億円を中小企業庁からまず全国中小企業団体中央会に補助金で参りまして、私どものほうから各県の中央会を地方事務局として、そこで審査を行い、そして中小企業の方にチェックをして、補助金を出す。それで、既に5万社ございます。この5万社の一つ一つの、どういう機械を買って、どうやったかとか、そういうものを全部ファイルにいたしますと、これが1冊になるのですが、つい、この間までは人件費まで見ていたものですから、3冊ぐらいになります。これを今、お話があったように、5年間持っているということなので、これも場所がないということで、外部に借りなければいけない。

これは建前上、補助金なので、補助事業者である全国中央会が自分の負担で、あなたたち、補助金が欲しかったのだから自分で持っているということになるのだからと思いますが、実態上は国の委託事業のようなもので、国が全国一律に、本当は国がやればいいのでしょけれども、そこはなかなかいかぬので、全国を治めている中央会だと同一の基準でできるだろうということで、どんと1,000億円のお金を預かって、それを処理しているわけでございますけれども、既に5万社になっております。そうすると、今のようなものが5万冊から10万冊の間ぐらいありまして、それを5年間持っていなければいけない。これはなかなか大変だということで、ある時期、CD化したらどうかと提案したら、CD化するには大変お金がかかる。したがって、そんなことをしてはだめですと事務方から言われまして、今もそのまま置いてあるのです。

我々としては、ちゃんとお金の出し入れはきちんとしました。それから、審査もしましたというのが私たちは思っておって、補助事業者である中小企業の方が原本を持っていますので、その原本をチェックすればいいのではないかという議論を常日ごろ中小企業庁にしておるのですけれども、やはり悪い人がいるので、どういう経緯で、どういうふうに行ったのか、ちゃんと記録したもの、どの機械であったかというのを、スペックが書いてあるものをみんなとっておいてくださいと。何でですかと聞いたら、会計検査が来たときに会計検査院から、これはどうなっているのかというときには、こういう機械ですというのを事前に説明して、会計検査院が地元へ行ってチェックする。そういうために必要なのだと言われるのですけれども、それはそうかもしれませんが、なかなか大変なものでございますので、何とかならないかなと思っています。

ただ、今、会計検査の話がありましたけれども、実際はやはり詐欺事件というものは起こっておって、警察から調べられたときに私ども写しを持っているものですから、この機械を30万円で買ったということになっていきますということも警察にはお示しをしておるわ

けです。多分、悪いことをしている中小企業者の人はそういう書類をどこかへ無くしてしまっているのだらうと思いますので、そういう意味では確かに必要になるかもしれませんが、性善説で私どもはやっておりますので、大変な分量になるものをずっと持っていることは大変苦しいという、先ほど申し上げた補助事業なのですから、あなたたちが持っているのは当たり前。あなたたちのほうで持っていなさいと。さっきも全国連からお話があったことですが、私どもとしては国から頼まれてやっているようなものだけどもという感じになっています。

今後発生するのが大体、毎年200万円くらい倉庫料でかかるものですから、かすかすで生きている団体としてはその200万円が大変貴重なお金でございます。一方で、先ほど申し上げましたように、会計検査の必要性とか犯罪のときのチェックということは必要かもしれませんが、それは年に2～3件ぐらいしか出ないのを5万件ずっと5年間、あと、収益力もあるからもうちょっと持っているという感じになりますので、この辺は各省庁同一ではないかと思えますけれども、たまたま私ども、件数が多いものですから、大変な負担があるということだけ申し添えたいと思えます。

大変勝手なことをお願いしまして、以上でございます。

高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、若干時間がございませんので、手短に質疑応答をしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

では、吉田委員、堤専門委員、どうぞ。

吉田委員 この前にお話を聞いた大企業で構成されている経団連と比較すると随分ニュアンスが違って、しかも現実的な皆さんのチャレンジのお話を聞いて、本当によかったなと思えます。特に青山さんの日本商工会議所の資料の6ページ目、パソコンが使えないと言っている方が30%いるわけですよ。これは大変だと思いました。これでは幾ら電子政府の話をして、かなりのところに行き渡らないということになります。

これで思い出したのは英国の成功事例なのですが、英国は20年近くかけて電子政府を作り上げ、今、世界で1番にランキングされています。このときの成功事例をこの前、政府の人たちから聞いたのですが、当然、先ほど経団連とか経済同友会の方から御指摘のあった、権限を集めて、予算を集めて、組織体制を明確にして、リーダーシップを確立していたそうです。実際問題、一番みんなの求心力を呼んだのはサポート人材をその中央の組織で抱えたことだということです。それで、移行のサポート、トレーニング、ヘルプデスクなどに関係する人材を、困っている各省庁にそれ行けみたいな感じで派遣した。ここを充実して、サポート人材のところのお金と人を費やして、中央の政府組織からいつでもサポートできる状態をつくった。

それが今、30%の人が実際に現場で使えないというお話しをきいて、政府内部だけではなくて、民間のほうも絡めないと、幾ら電子政府、Society 5.0だなどといっても、進展はしない。

ここから先はお願いなのですが、是非皆さんから声高に、そのサポート体制、ITリテラシーの向上を発言していただきたい。この委員会として支援、バックアップするようしていく体制を是非考えていかなければいけないなと思った次第です。

高橋部会長 これはお願いですね。では、是非よろしく願いいたします。

青山理事・事務局長 はい。わかりました。

高橋部会長 それでは、堤専門委員の次に佐久間専門委員、どうぞ。

堤専門委員 吉田先生と同じところなのですが、パソコンのサポートのところでもちょっとお伺いしたかったのですが、先ほど全部真ん中で抱えてというところの中でも、例えば勉強する、セミナーをする。会社の外にコールセンターとかサポートがあるのと、例えば支援員の方が会社の中に来られて、わからないところを自分の横で教えて、要は中に、内部のほうに支援を抱える。どちらのほうの方が普及が早く進んでいくとお考えでしょうかというのが、もし何か御意見があればいただきたいなと思うのが1点ございました。

あと、全国商工会連合会様のほうで出されておられます意見の中で、紙ベースでも申請・届出の受付窓口一本化ということが書かれておられまして、先ほども議論の中で、電子申告100%ということがマストではなくて、それは手段ではないかなというところが御意見があったのですが、紙ベースであっても、電子申告ではなくて紙ベースを窓口一本化することで事業所さんの事務手続が非常に短くて済むのであれば、何でもかんでも無理くり電子化ということではないやり方もあるのではないかとお考えであられるのか。それとも、やはり御提言にあるように、意見2のデジタルファーストの普及という部分で、そうはそうなのだけでも、やはりデジタルにしていこうというふうにお考えなのかというところをちょっとお聞きしたいと思いました。

以上です。

高橋部会長 では、佐久間専門委員も御一緒をお願いします。

佐久間専門委員 ありがとうございます。

私もダブるところがあるのですが、まず、本日お見えになった皆様方、大変現実に基づいたお話、ありがとうございました。

私が言うのも変なのですが、日本で400万弱ある企業のうちの99.7%が中小企業で、雇用も7割ですから、日本の生産性を上げるためには、ここに本日来ていただいた皆様方の傘下の企業のまさに行政手続の負荷が下がらない限り、問題の解決にならない。これは極めて明確なことだと思います。

大企業のほうでいえば、行政手続が複雑であったとしても、それに対応する人間を抱えることは当然可能ですし、必要であればというか、これは法律に基づく限り、あるということになります。中小ではなかなかそれはできない。そのときに、まさに今、議論になっているICTのところなのですが、やはりこれは避けて通れないというところだと私は思います。先ほどの書類も、あれももともと電子的に処理されていけば、書類でなければ5年間分でございますね、それが必要かどうかはちょっと置いておいて、物理的に収納スベ

ースに困ることはないわけです。

そうはいつでも、大変難しい。私も文字は一通り読めて、足し算引き算はできるのですが、それでもやはりシステム上で何か手続するとトラブって、面倒くさくなって、途中でやめてしまう。こういうこともあるので、逆に行政側としては、システムの使い勝手というものはそういうレベルで、つまり字が読めて、足し算引き算できればちゃんと使える。こういう設計に絶対しなければいけない。こういうことと、基本的なところはやはり、これも中小企業の方には大変かもしれませんが、それは企業努力。つまり、パソコンを扱えなくて起業するのはなかなか、これからの時代、難しいというのが現実ではないか。

1つ質問は、これは世代的なものではないかとも私は思うのですが、今のそれなりの年配の方は非常に難しい。ただ、今の若い方であればそういうことがなくなるとっておられるのかどうか。ここだけお聞きしたかったです。

以上です。

高橋部会長 では、そうすると3団体それぞれですか。

佐久間専門委員 それぞれでなくても、大体の感触で。

高橋部会長 では、代表して。

青山理事・事務局長 ありがとうございます。それでは、まず、商工会議所からお答えさせていただきたいと思います。

吉田先生の御指摘は、そのとおりでございます。ありがとうございます。このサポートのやり方は、おっしゃられるように、人が実際に現場へ行って指導するのか、あるいは、サポートデスクのようなものを設置するのか、の2通りでございます。実は現在、中小企業庁は、IT専門家を中小企業1万社に派遣するという事業を実施しております。今はその途上でございますけれども、中小企業のIT利活用の推進に確実に寄与しているとの報告をいただいております。したがって、やはり現場に行き直接指導されたほうが、確実に早くIT化が進むのではないかと私どもは見ております。

日商では、今年7月に「地域・中小企業におけるIoTの活用推進に関する意見」をまとめ、政府に提出させていただきました。その中で、このIT専門家派遣事業を来年度以降も継続し、さらにその対象を2万社に拡大してほしいという要望をさせていただきました。

あわせて、私ども商工会議所では、中小企業庁との連携の下、IT普及のためのセミナーや相談会も実施しております。この相談会では、ITの専門家に直接相談し、指導を仰ぐことができることから、中小企業のIT化に非常に有効であると考えています。継続的にこのような事業をやりたいと思っており、私どもでは、平成30年度における予算化も引き続きお願いしたいと、政府に要望したところであります。

もう一つ、当然ながら、中小企業においても企業努力はさせていただいております。その結果、現在、パソコンを持っていない中小企業はほとんどいないのではないかと思います。しかし、先ほど佐久間専門委員から御指摘ありましたとおり、世代間の問題というのはあるかもしれません。

私ども商工会議所の中には、青年経営者の集まりである青年部という組織がございます。青年部には、会社を継いで社長になっている方もいらっしゃいますが、そのような会社は事業承継を契機として、急速にIT化が進んでいるという事例が多く見られますし、なおかつ総じて売上げや利益が増加したという報告をよく聞いております。したがって、事業承継もなかなか時間がかかりますので、まずは、現在の経営者への支援を実施していただき、加えて、事業承継を円滑に進められるような仕組みを整備していただければ、ITの普及がより進むのではないかと考えております。

以上でございます。

高橋部会長 では、残り2団体、お一言ずつお願いいたします。

乾専務理事 全国商工会連合会でございます。

基本的には日商の青山理事がご発言されたことと共通しているのでございますけれども、特に商工会の場合には、やはり年齢構成と言いますか、全体の統計で、今、経営者の年齢の中央値が67～68歳に来ているのが一番多い層であるというのは中小企業庁からも発表されているところでありますけれども、一般的に商工会地域はその傾向がより強くて、高齢化は否めない状況でございます。

また、パソコンを使えないと、それこそ企業経営も何もできないのが、今、この時代になっているわけですが、いきなりそれがスマートフォンになり、それに移るかどうかについて、まだこれからいろんなセミナーや研修、いろんな形で手段を講じなければならないということだろうと思います。

ただ、佐久間専門委員のお話のほうを先に答えて申しわけございません。堤専門委員の御質問に関しては、会社の外でまとめて研修するのがいいのか、他方の企業に入ってという点に関しては、もちろん、案件の中身によると思います。商工会では経営支援員がやっている記帳指導、そもそも一般的な会計のルールを学べない個人事業主などを中心に記帳指導を個別にやっておるわけですが、そういう個別の事業の性格なり必要性を前提に研修なり、ICTのノウハウ、リテラシーを高めるような仕組みのほうが個別の独り立ちには効果が高いのではないかと我々は見ているところでございます。

紙ベースの話に御注目いただきまして、確かにやや前後、意見が矛盾したようなことを申し上げて分かりにくかったかもしれませんが、あくまでも効率化のために一括ワンストップで申請をして手続をするということを大前提に考えながら、一方では、高齢化が進む経営者の側からすると、まずはなれている紙ベースでアプローチをし、行く行くは電子化、全体の比率を高めて100%に、目標に持っていくという、こういう段階的なことを我々も考えているわけでございますので、紙ベースで十分だとか、あるいは電子化は必要ないとかということではございませんので、ちょっと言葉足らずで申しわけありませんでしたが、そういう考えであります。

以上でございます。

高橋部会長 それでは、中央会、よろしく申し上げます。

高橋専務理事 私ども、先ほど申し上げましたように、直接所管しているのは事業協同組合とか各県の中央会でございますので、これらの職員を集めてITの講習会・セミナー等々をやっておりますから、直接所管している団体は大丈夫だと思うのですが、そこに加盟している組合の下の事業者にとって、やはりお年を召した方も相当いらっしゃいますし、まず自分のことを考えてみて、e-Taxでできないので、いつも紙で税務申告をやっていきますから、なかなか難しい人もいるのだらうなと思いますが、多分、だんだんそういう方がおやめになって新しい人にかわっていくので、もうしばらくすれば大体のことができるのではないかと。

ただし、受け取る役所のほうで統一的なことを規定していただかないと、さっき申し上げた手戻りがあったりとか、あっちもこっちもそっちも一遍にぼんと出しても、それぞれの各省からわあっとまた言われてきて、まとめてよという感じはあるのではないかなと思います。

以上でございます。

高橋部会長 どうもありがとうございました。

お時間が参りましたので、ここまでとさせていただきます。

青山様、乾様、高橋様、お忙しいところ、どうもありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

(日商、全国連、中央会退室)

(社労士会入室)

高橋部会長 引き続きまして、土業団体、全国社会保険労務士会連合会より大野副会長様にお越しいただいております。

それでは、資料7に沿って御説明を頂戴したいと思います。5分程度でよろしく願いいたします。

大野副会長 全国社会保険労務士会連合会の皆様でございます。このような機会をつくっていただきまして、ありがとうございます。

前回、私ども全国社会保険労務士会連合会で規制改革推進会議の皆さんのほうから既にヒアリングをいただいて、その結果として、別途厚労省さんからもヒアリングをいただいて、そういった中で、具体的に申し上げますと、三六協定等における事業主電子署名を省略しようとか、幾つかの提案をいただいて、あるいは一定規模以上の事業者に対してオンラインを前提としてやっていくようなご提案があり、一つ一ついろんなことが前に進んでいるという実感をしているところでございます。ありがとうございます。

その際、前回も申し上げているところだと思うのですが、行政のコストを削減するといったときに、前回、確か紙とオンラインと両方が進んでいること。それを受け手である行政側も紙で受けたりオンラインで受ける。紙と電子申請の両方が動いていることが非常にオンラインを進めることの障害にもなっているし、いろいろな受け皿を前提として行政手続が進められていることがコストがかかる一番の要因であるということをお知らせ

たのだと思っています。

今回、その辺を少し具体的な課題としてお話をさせていただきたいと思います。お手元の資料で言うと、インフラの整備が必要だということを書かせていただいております。電子申請と紙と両方を運用していかなければならない事情があることは聞いておりますが、オンライン優先でやっていくことが優先課題だと思っています。

インフラという視点で申し上げますと、健康保険組合が乗ってこないみたいなことを申し上げたのですが、例えばオンラインで、一定規模以上のところは原則オンラインにしているという点について申し上げますと、実際、その一定規模以上の会社の多くは、社保のほうは自社あるいはグループでの健康保険組合とかという保険者が別にある。総合の健保組合があれば、単一の健保組合もある。そういったものがe-Govにつながらないということがあって、実際には、半分ぐらいしかできないという状態で、インフラの整備ということでは、例えば健康保険組合がポータルを1つ持って、そこがe-Govにつながるような体制をつくらなければいけないということを考えています。

今、実際にはAPI対応は既に30%ぐらいになってきているということで、どんどん手続きが自社の持っているデータを直接、手続きにつなげていくような仕組みができていますけれども、私たちが現場で見ている窮屈なのは、出す側、例えばオンラインで出していきますといったときに、実際、API対応のソフトを使いながら自社の持っているデータを張りつけて出していくということがあられるわけです。電子で送った自社のデータを、電子で送ったけれども、返ってくるのは何月何日で受理をしたという話で、それに対する決定の内容についてはPDFであったり紙で返ってきたりするというので、そうするとオンラインで出したのだから、それを自分のところに返してもらうときもデータで返してくれれば、それが自社の様々なデータベースに取り込まれる。そういうことがなかなか実現できていないと思っています。

受け手のコストという視点で言うと、行政側も実は相当窮屈で、私たちが電子申請した内容を今あるそれぞれのコアとなる行政側のシステム自体に直接データが上がるような状況になっていなくて、一旦、紙であったり、あるいは別のシートに落とし込んで、またそれを行政側のシステムに載せていくということになっています。ですから、現状はオンラインでやろう。それが決め手だと言いながら、実際には行政側もオンラインで出されることが実際には窮屈だったりすることが多くあると思っています。

また、事業主の電子署名を省略するということですが、本当に使いやすければ誰もが電子証明書をとるわけですから、そういうところでは、普及していないから電子証明書を省略しようという論点ではなくて、仕組み自体を簡便にしていく。そんな取組が必要だと思っています。

特に感じるのは、今は電子申請、オンラインでやっていることの阻害要因というか、消極的になっているのは、今、言ったオンラインで出すときの返りで電子交付がない、あるいは決定事項が電子データで返ってこない、さらに言うと、申請の補正とか訂正というも

のができないという現状があります。それは電子申請したときに、それをプールしておくスペースと言いますか、そういった環境がないので、補正・訂正ができず、申請を取り下げた上でもう一回出すということがあったりします。いずれにしても、そういったやりとりが十分でないということが一番、今、気になっているところです。

電子申請の中では、今、言った受理側の問題もあります。オンラインが進まない状況としてはシステムが使いつらいということを中心にみんなは言うし、手続きがオンラインのほうがかえって遅いなどということを使うわけですが、それを前に押し出せない理由というのは、多くは行政側の仕組みが、オンラインのほうが窮屈で、今のままのほうが楽という状況があるからだと思っています。

そのためには、主に我々、申請側の企業がAPIを中心としているんな仕組みをつくっていくわけですが、受け手の行政が実際にデータを行政側のシステムにインポートするようなことが十分にできないという行政のほうのシステムを抜本的に見直さなければ進まないと思っています。

お手元の資料にはAPIの課題を幾つか書いていますけれども、総論として申し上げるとすれば、今、申し上げたようなことを改善いただくとともに、業務の効率化や生産性向上のためには小規模事業所を含めたデジタル化を推進することが前提で、それを具体化するコスト削減策として、行政手続の7割、8割を占める社会保険の手続を簡便に出すための仕組みをインフラ整備していただきたいと申し上げておきます。

高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、時間も押しておりますので、手短に質疑応答をしたいと思います。いかがでしょうか。

今、御指摘いただいたことと、要するに返ってくるバックのところは紙で返ってくると、なかなか受け取ったほうがその処理に困って、インセンティブがなかなか高まらないということがまず第1点、非常に大きなところだということでしょうか。

大野副会長 はい。

それも前提を言うと、そもそもオンラインに出すことを簡便にするために、給与のシステムだとか、さまざまな自社で持っている電子データをそのまま使えるようにということが入り口であると思うのですが、それをAPIで送ること自体も実際にはソフトハウスさんがいろいろつくってくれるわけですが、設定と言いますか、要件というのは、例えば賃金一つでも保険の制度によって、こういったことは入れるとか入れないとか、いろいろ要件とか定義がありますね。そういうものが、入口で十分に精査され、企業に合ったあるべき法令に基づいたデータに整理された上で電子申請されているのか？ということも実は心配ではあるのです。

その一方で、実際に受け手側が十分でないということもあって、我々が電子データで出したものが電子で返ってこない。それを私どもは紙のものをまたデータで打ち込むということであれば、なかなか進まないのではないかと、行政自体が窮屈というこ

とがやはり進まない原因のような気がします。

高橋部会長 他はいかがでしょうか。

済みません。この2ページ目において、非常に気になったのは、セキュリティーの驚異のお話があるのです。これは解消不能なことなのでしょうか。

大野副会長 書き方が十分でなかったかもしれないのですけれども、これは漠然としたセキュリティーに対する心配ということで、自社の大きいサーバーがあって、そういう中にAPIだとか、その他のシステムにデータを取り込んで、そこから情報を出していくようなこと、あるいはそこにデータが戻ってくるようなことを嫌っていると思いますが、漠然と懸念している人たちはやはりいて、ただ、それは本当に客観的に見たら、それが不必要のような状況であるかもしれないのですけれども、そういったものがなかなか理解されていないということが一つはあります。

そういうコアとなるシステムの中に電子申請の機能を加えることとなると、毎年のように行われる法改正への対応も必要となり、それを踏まえたAPIでの手続ということとなると、やはり物凄くコストがかかってくるので、自社で持っているさまざまなシステム、あるいはそこに保有しているデジタルデータをうまく電子申請の手続に活用できることの、どちらかという説明であったり理解であったりということをきっちり事業者側に伝えることが必要である気がします。

高橋部会長 では、私からで大変恐縮でございますが、最後に、1ページのところに、個々の労働社会保険制度のデータベースに的確に格納されていく仕組みを構築することが重要だというご指摘がございました。ちょっと専門的なものでご説明頂けないでしょうか。

大野副会長 わかりづらいですね。私も御指摘のとおりだと思います。

この辺は、さっきの話の中でも申し上げたのですけれども、自社で保有するデータには、人事情報のシステムに入っているものがあったり、給与のシステムに入っていたり、そういうものがあります。これをいろんな形で直接、APIでダイレクトに電子申請することが考えられているわけですが、例えば先ほど言った賃金の中で、税法上はこういう、例えば通勤定期代は含まれない。でも、社会保険の保険料の算定では算入する、あるいは臨時支払いのものはどうだとか、そういう設定を正しく整理した中で作業をしていかないと、間違った集計がずっと続いてしまったりするわけですね。

そういう意味で言うと、本当はAPI対応も十分良い仕組みではあるのだけれども、その手続ごとのガイドと言いますか、こういうものにはこういうものが含まれます、こういうものは含まれません。例えば、基本計画では、一元的に手続をしようと言っていますけれども、労災と雇用保険と加入の要件が違うとか、そういったものを入り口できっちりとガイドできて、判断を間違わないような形で進めていくことが必要だと思っていて、なかなかそういう判断とか適正な処理ができるような知識であるとか、あるいはそういうものを振り分けるようなことが今は整理が十分でなく、うまくいっていないと思っています。

高橋部会長 では、手短にどうぞ。

吉田委員 質問なのですが、先ほどの話をすると、今、政府CIOという組織があるわけですが、ここのインタラクションというのですか。ヒアリングとかが始まっているとか、そういったことは始まっていますか。

大野副会長 そうです。私ども一番近い距離では厚労省に始まり、そういう中では一気に動きが速くなったという感想を持っています。

例えば監督行政の手続というのは、もともと対面をして指導しようという立ち位置であったものをオンラインでどんどんいこうということについては、過去においては非常に慎重な対応だったものが、今般の基本計画においては強い決意の下でやっていこうという姿勢が見受けられ、一気に動き出しているということは感じています。

吉田委員 先ほどおっしゃった共通のプラットフォーム。このプラットフォームは、共通のところと個別のところの間違ひなく出てくるわけですね。私が一番懸念しているのは、各社でまさか個別に構築していないでしょうね、ということですね。それから当然、共有のプラットフォームの部分は政府CIOが旗を振ってやっていくはずですので、IT総合戦略室からどういったビジョンが出てくるか、どういう計画があるかという情報を共有するのは物すごく大事だと思うのです。

それで、先ほどセキュリティーの心配であるのご指摘がありましたが、実は結構、各社の状況を見てみるとIPアドレスも振られていないような、昔のプロトコルで構築されているようです。この場合、セキュリティー上の心配は全くないと言えます。逆に共有のプラットフォームに移行した後のほうが心配なのです。ここに関しては多分、我々とかこの委員会が旗を振って、絶対大丈夫なプロトコルを担保してもらおうようにしないとイケないと思うのです。

ただ、そういうITのレベルでのディスカッションというものはそろそろ共有していただきたいと思います。

大野副会長 そうです。

吉田委員 おっしゃるとおりだと思います。

高橋部会長 御質問ありがとうございました。

それでは、時間となりましたので、ここまでとさせていただきます。

大野様、本当にお忙しいところ、ありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

(社労士会退室)

高橋部会長 本日の議題は以上でございます。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

石崎参事官 次回の日程につきましては、後日、事務局から連絡させていただきます。

高橋部会長 これにて会議を終了いたします。

委員・専門委員の皆様におかれましては連絡事項があるので、そのままお待ちください。よろしく願いいたします。